

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則	三三
○ 福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	三三
告 示	三三
○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件三件	三七〇
○ 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件	三七五
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	三七五
○ 県営土地改良事業計画を定めた件	三七五
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	三七五
公 告	三七五
○ 一般競争入札を行う件二件	三六〇
福島県公安委員会	三六〇
○ 暴力追放運動推進センターの住所及び暴力追放事業を行う事務所の所在地の変更の届出があった件	三六四

規 則

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第五十三号

福島県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福島県災害救助法施行細則（昭和三十五年福島県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(一)中「五、五一六、〇〇〇円」を「五、六一〇、〇〇〇円」に改め、同表の二の1の(三)中「一、一三〇円」を「一、一四〇円」に改め、同表の三の3の

(一)中「一八、四〇〇円」を「一八、五〇〇円」に、「二三、七〇〇円」を「二三、八〇〇円」に、「三四、九〇〇円」を「三五、一〇〇円」に、「四一、八〇〇円」を「四二、〇〇〇円」に、「五一、九〇〇円」を「五二、一〇〇円」に、「三〇、四〇〇円」を「三一、六〇〇円」に、「三九、五〇〇円」を「三九、七〇〇円」に、「五四、九〇〇円」を「五五、二〇〇円」に、「六四、二〇〇円」を「六四、五〇〇円」に、「八〇、八〇〇円」を「八一、二〇〇円」に、「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表の三の3の(二)中「一一、一〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「一四、七〇〇円」を「一四、八〇〇円」に、「一八、六〇〇円」を「一八、七〇〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二二、八〇〇円」に、「二八、〇〇〇円」を「二八、一〇〇円」に、「二二、四〇〇円」を「二二、五〇〇円」に、「二七、〇〇〇円」を「二七、一〇〇円」に改め、同表の六の2中「五七四、〇〇〇円」を「五八四、〇〇〇円」に改め、同表の九の3中「二二〇、二〇〇円」を「二二一、三〇〇円」に、「一六八、一〇〇円」を「一六八、九〇〇円」に改め、同表の十二の2中「一三五、一〇〇円」を「一三五、四〇〇円」に改める。

別表第二の一の1の(一)中「二一、九〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(二)中「一六、二〇〇円」を「一六、〇〇〇円」に改め、同表の一の1の(三)中「一七、一〇〇円」を「一六、七〇〇円」に改め、同表の一の1の(四)中「一三、八〇〇円」を「一三、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(六)中「二五、六〇〇円」を「二五、九〇〇円」に改め、同表の一の1の(七)及び(八)中「二四、二〇〇円」を「二四、五〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(災害対策課)

告 示

福島県告示第五百四十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域
 - 南会津郡南会津町鶴巢字高平十三番一の一部、十六番一の一部、十七番一の一部、十九番一の一部、二十番一の一部、二十一番一の一部、二十二番一の一部、二十三番一の一部、二十四番一の一部、二十五番一の一部
- 二 指定する区域の埋立地の区分
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(一般廃棄物課)

福島県告示第五百四十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百二十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県南会津地方振興局県民環境部県民環境課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する区域

南会津郡檜枝岐村字下見通千二百二十三番一の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(一般廃棄物課)

福島県告示第五百四十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百二十七号）第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定する区域

田村市滝根町広瀬字川除百七十三番七の一部

二 指定する区域の埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号に規定する埋立地

(一般廃棄物課)

福島県告示第五百四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、請戸加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。
平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、高郷土

地改良区から平成三十年六月十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月十九日認可した。
平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

(農村計画課)

福島県告示第五百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、会津北部地区に係る県営水利施設等保全高度化事業（一般型（基幹水利施設保全型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十年六月二十七日から
同 年七月十七日まで（二十一日間）

三 縦覧の場所

喜多方市役所、北塩原村役場及び会津坂下町役場

(農村計画課)

福島県告示第五百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成三十年六月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 土砂災害警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
山岸	伊達市箱崎字山岸	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
堰口	同 市霊山町大石字堰口	急傾斜地の崩壊	
右代	同 市霊山町大石字右代	急傾斜地の崩壊	

新田 A	中ノ内 B	中ノ内 A	内畑 A	下坪	長沢	鶴巻	新田	滑石	河内	綱木 5号	綱木 4号	綱木 2号	コブキ	神山 3号	神山 2号	神山 1号	東禅寺 2号	東禅寺 1号	戸ノ内	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
市三和町下市萱字新田	市三和町合戸字中ノ内	市三和町合戸字浮矢	市三和町合戸字内畑	市田人町旅人字下坪	市田人町南大平字長沢	市田人町荷路夫字宝伝前	市田人町荷路夫字明下	市田人町旅人字滑石	市田人町黒田字河内	市田人町石住字綱木	市田人町石住字綱木	市田人町石住字綱木	市田人町貝泊字コブキ	市田人町石住字神山	市田人町石住字神山	市田人町石住字神山	市糠沢字東禅寺	市糠沢字東禅寺	市和田字戸ノ内	
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

区 域 名	二 土砂災害特別警戒区域															
	館下 A	宿 A	弓張木 A	館下 E	館下 D	宿 B	明神平 D	明神平 A	銅屋場 B	高野前	軽井沢 E	軽井沢 D	軽井沢 C	軽井沢 A	根小屋 B	根小屋 A
区 域	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される															

館下A
同 市三和町中寺字関所
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

(砂防課)

公 告

公告第147号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 除雪トラック（10t級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月22日（金）
- (4) 納入場所 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月19日

(木) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年7月19日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年6月26日(火)から同年7月19日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月16日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大ききの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月5日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年7月5日(木)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年8月7日(火)午後1時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Snow Removing Truck (10t class) 1unit

(2) Time-limit of tender(by hand) : 1:00 p.m., 7 August 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 6 August 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

公告第148号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。) 第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年6月26日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ロータリ除雪車Ⅲ (2.6m級) 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年2月22日(金)
- (4) 納入場所 福島県猪苗代土木事務所(福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年7月19日(木)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年7月19日(木)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年6月26日(火)から同年7月19日(木)まで(土曜日、日曜日及び同月16日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年7月5日(木)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年7月5日(木)午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年8月7日(火)午後2時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月6日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Rotary Snow PlowⅢ (2.6m class) 1unit
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 2:00 p.m., 7 August 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 6 August 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第33号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、次の指定団体から当該指定団体の住所及び暴力追放事業を行う事務所の所在地の変更について届出があった。

平成30年6月26日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

- 1 指定団体
公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター
- 2 届出事項

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
住所	福島県福島市山下町5番28号	福島県福島市中町8番2号
暴力追放事業を行う事務所の所在地	福島県福島市山下町5番28号	福島県福島市中町8番2号

- 3 変更年月日
平成30年4月10日

（組織犯罪対策課）